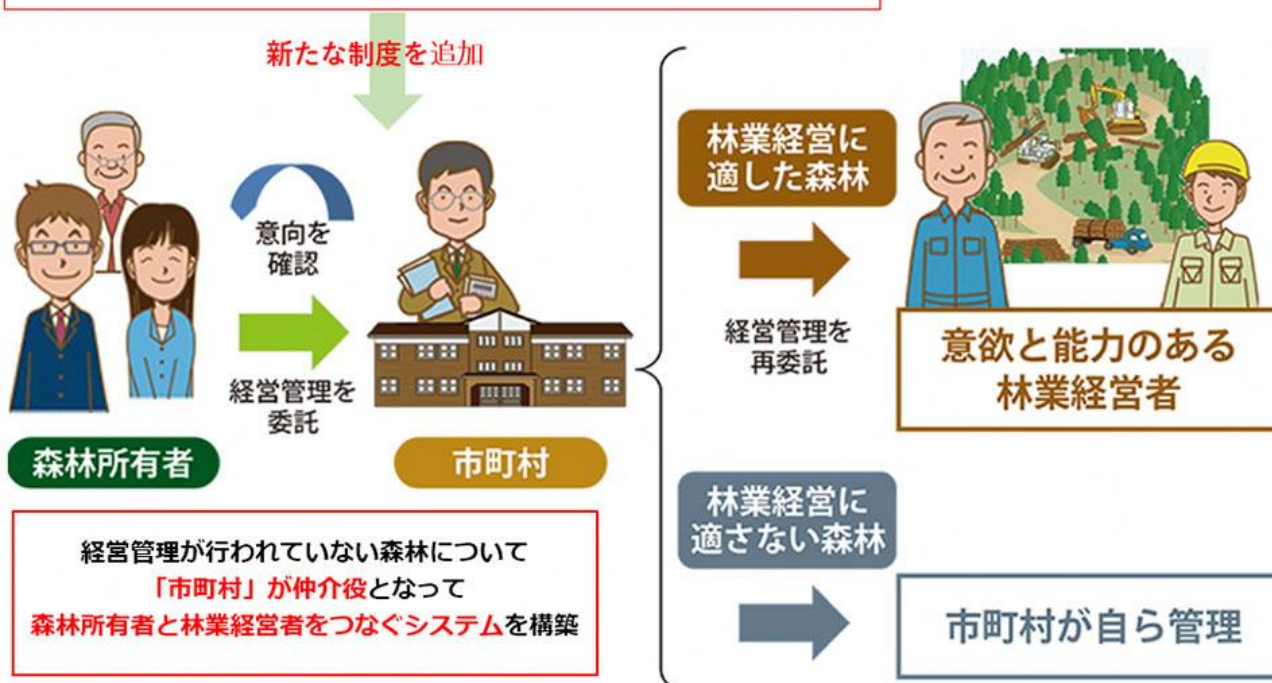


森林所有者の皆さまへ

平成31年4月からの新たな制度 (森林経営管理制度) について ～森林の適切な経営管理が求められます～

🌲 森林経営管理制度～新たな森林管理システム（森林バンク）の概要～ 🌲

これまでは森林所有者自ら又は民間事業者に委託し、山の経営管理



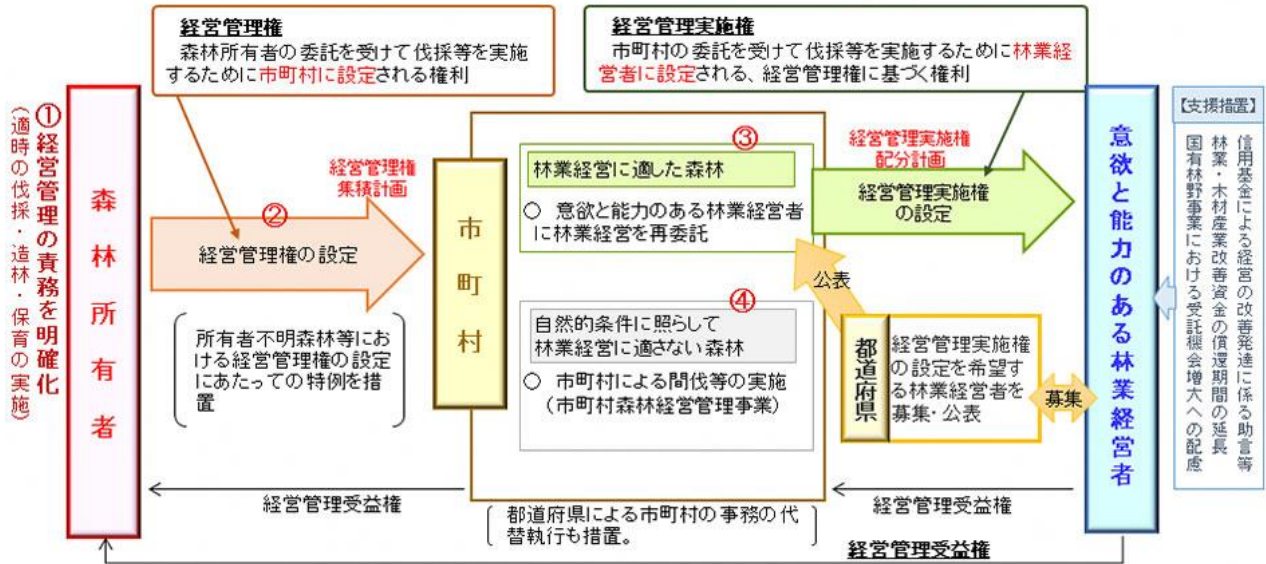
林野庁資料より作成

《平成31年4月から》

- ① 森林所有者には、山が手入れ不足とならないよう適時に、伐採・植栽・保育を行い、適切な森林の経営管理を行う「責務」があることが明確化されています。
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理ができない場合、「市町村」に森林の経営管理を委託することができるようになります。
- ③ 市町村に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は、「意欲と能力のある林業経営者」に再委託されます。
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が管理します。

森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



《事業の進め方》

- ① 経営管理が行われていない森林の所有者などを調べ、経営管理に対する意向調査を行います。
- ② 意向調査の結果を踏まえ、森林の適切な経営管理の方法を決めます。



《問い合わせ先》
 白山市 産業部
 森林対策課
 TEL: 076-272-1965
 FAX: 076-272-2752